

〔当金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項〕

第1条（個人情報の利用目的）

申込者は、当金庫が、個人情報の保護に関する法律に基づき、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を取得、保有、利用することに同意いたします。

1. 業務の内容

- (1)預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2)投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3)その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

当金庫は、当金庫および当金庫の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。

- (1)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- (2)法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3)預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4)融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6)与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7)他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8)申込者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11)提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (12)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13)団体信用生命保険の加入業務等を円滑に遂行するため
- (14)株式会社ドコモ・ファイナンス（以下「保証会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を保証会社に提供するため
- (15)債権譲渡先が債権管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を債権譲渡先に提供するため
- (16)その他、申込者とお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、当金庫は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた申込者（資金需要者）の借入金返済能力に関する情報は、申込者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

第2条（個人情報の取得・保有・利用）

1. 申込者は、当金庫が必要と認めた場合、申込者の運転免許証等に基づく、本契約を行う者が申込者本人であることを確認するために必要な情報を取得、保有、利用することに同意いたします。
2. 申込者は、当金庫が必要と認めた場合、申込者の住民票、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票等に基づく、申込者の居住地を確認するために必要な情報や、与信後の管理上、相続人等を確認するために必要な情報を取得、保有、利用することに同意いたします。
3. 申込者は、当金庫が団体信用生命保険の加入業務等を円滑に遂行するために保健医療情報等を取得、保有、利用することに同意いたします。

第3条（個人情報の提供）

1. 申込者は、当金庫が、保証会社に、保証会社の与信判断（保証審査、途上与信を含む。以下同じ）ならびに与信後の管理のために必要な範囲で、当金庫の保有する個人情報を提供することに同意いたします。
2. 申込者は、当金庫が連帯保証人に債務残高等、当金庫の保有する個人情報を提供することに同意いたします。
3. 申込者は、当金庫の債権譲渡先が当金庫から譲り受けた債権の管理・回収を行うため、および当金庫から債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって、事前に当該債権の評価・分析を行うため、当金庫が、当該債権に関する個人情報を債権譲渡先に必要な範囲で提供することに同意いたします。

第4条（条項の不同意）

1. 当金庫は、申込者が金銭消費貸借契約、当座貸越契約（以下「本契約」という）に必要な記載事項（本申込書で申込者が記載すべき事項）の記入を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることがあります。
ただし、第1条第2項第10号および第11号に同意しない場合に限り、これを理由に当金庫が本契約をお断りすることはありません。
2. 当金庫は、申込者が第1条第2項第10号および第11号に同意しない場合、ダイレクトメールの発送等の利用停止の措置をとるものとします。

第5条（個人信用情報機関の利用・登録等）

1. 申込者は、当金庫が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、当金庫がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ）のために利用することに同意いたします。
2. 申込者は、下記の個人情報（その履歴を含む）が当金庫が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意いたします。

①全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当金庫が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

②株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内 （ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
申込みの事実に係る情報（氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、並びに申込日および申込商品種別等）	照会日から6ヵ月以内

3. 申込者は、第2項の個人情報、その正確性・最新性維持・苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意いたします。

4. 前各項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名簿は各機関のホームページに掲載されています。

なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当金庫ではできません）。

①当金庫が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ TEL 03-3214-5020 (主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関)
株式会社日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ TEL 0570-055-955 (主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関)

②全国銀行個人信用情報センターおよび株式会社日本信用情報機構と提携する個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/ TEL 0120-810-414 (主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関)
--

第6条（契約の不成立）

申込者は、本契約が不成立の場合や、解約・解除された場合であってもその理由の如何を問わず第1条、第2条および第5条に基づき、本契約にかかる申込・契約をした事実に関する個人情報当金庫および個人信用情報機関において一定期間登録され、利用されることに同意いたします。

第7条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。